主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人大曲実形の控訴趣意は同人提出の趣意書に記載のとおりであるから、ここに之を引用する。

控訴趣意第一点(本件所為は刑法第三五条にいう正当の業務による行為)について。

控訴趣意第二点(本有記事は刑法第二三〇条の二にいう公共の利害に関する事実に係る)について。

しかし弁護士の訴訟行為に関する行動特に訴訟事件における意見の陳述は一般に「私行」と解すべきであるのみならず、C弁護士のした本件弁論の結果が公共の利害に影響を及ぼすものとは云えないから刑法第二三〇条の二にいう公共の利害に関する事実に係ると云うのは当らない。従つて事実の真否の証明を俟たず処罰を免れないのであるから論旨は理由がない。

控訴趣意第三点(名誉毀損の犯意がない)について。

しかし被告人が自ら執筆掲載した新聞記事が単にC弁護士の公判において陳述した意見をそのまま掲載したものではなく又弁論の公正な批評でもなく侮辱的意思を表現する記事であることは前記控訴趣意第一点に対する判断において説示したところであつて、本件新聞記事の内容及び表現論調自体に徴するときは被告人にC弁護士の名誉を毀損する認識がなかつたとは到底考えられないから、論旨は採用することができない。

他に原判決破棄の事由がないから刑事訴訟法第三九六条に則り主文のように判決する。

(裁判長判事 筒井義彦 判事 川井立夫 判事 櫻木繁次)